

研究論文校閲支援経費（大学院生）募集要項

平成 28 年 4 月 1 日
学 長 裁 定
改正 平成 28 年 6 月 1 日
改正 平成 29 年 1 月 18 日
改正 平成 29 年 9 月 20 日

（目的）

第 1 本制度は、本学の大学院生が、英語等の外国語による研究論文を査読付き国際ジャーナルなどの学術雑誌等へ投稿する際必要となる経費又は、海外で開催される国際学会等において、英語等の外国語による論文口頭発表や論文ポスター発表をする際に必要となる経費を支援することを目的とする。

（助成内容）

第 2 助成金額は、下記のとおりとする。

英語等の外国語で書かれた研究論文又は論文口頭発表等の原稿についての校閲経費。
15 万円を上限とする。

（申請者の資格）

第 3 本制度の申請者は、次の条件を全て満たしている者とする。

- 一 本学の大学院博士後期課程に在学する者
- 二 助成を受けようとする年度において、すでにこの制度に基づく助成を受けていない者
- 三 一橋大学の実施する研究倫理教育を修了している者

（申請条件）

第 4 本制度の助成を受ける論文は、次の条件を全て満たすものとする。

- 一 助成を受ける年度の 1 月末日までに完成し、当該年度中に学術雑誌等へ投稿する予定の研究論文であること。又は、当該年度中に開催される国際学会等の論文口頭発表等の原稿であること。
- 二 他の経費において、本助成と同様の支援を受けていないこと。
- 三 共著による場合は、主たる執筆者が第 3（申請者の資格）の該当者であること。従たる執筆者についてはこの限りではない。
- 四 論文口頭発表等の場合は、発表した内容について、査読付き国際ジャーナルなどの学術雑誌等へ投稿すること。

（申請手続き）

第 5 研究論文を学術雑誌等へ投稿するためにこの経費の助成を申請する者は、（様式 1）「研究論文校閲支援経費（大学院生）助成申請書」を作成し、研究論文の写し及び研究論文の投稿を予定する学術雑誌等の投稿規程を添付し、指導教員の許可を得た上で、部局長を経

由して学長に提出すること。

2 国際学会等で論文口頭発表等を行うためにこの経費の助成を申請する者は、(様式3)「研究論文(国際学会等発表)校閲支援経費(大学院生)助成申請書」を作成し、発表する原稿の写し及び国際学会のプログラム等を添付し、指導教員の許可を得た上で、部局長を経由して学長に提出すること。

原則として、申請の最終期限は1月末日とする。

(助成の決定)

第6 本制度にかかる助成の決定は、研究機構が行う。

2 審査結果は、書面により申請者に通知する。

(助成金受給後の義務)

第7 論文には本助成金の交付を受けたことを必ず記載すること。

2 (様式1)を提出した者は、(様式2)「研究論文校閲支援経費(大学院生)実績報告書」に本助成金を受給し投稿した研究論文が掲載された学術雑誌等の写しを添えて、部局長を経由して1か月以内に学長に提出するとともに、一橋大学機関リポジトリに登録するものとする。

なお、掲載されなかった場合は、学術雑誌等への投稿を証明する書類の写しを添えて、部局長を経由して速やかに学長に提出するものとする。

3 (様式3)を提出した者は、(様式4)「研究論文(国際学会等発表)校閲支援経費(大学院生)実績報告書」を作成の上、部局長を経由して国際学会開催後1か月以内に学長に提出すること。

(事務)

第8 本制度に関する事務は、関係部局等の協力を得て、総務部研究・社会連携課が行う。